

啓明

FUJII LAW OFFICE MONTHLY INFORMATION



藤井正大法律事務所

□ 弁護士 藤井 正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□ 弁護士 堀 大助 (hori@hey.ne.jp)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越ビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

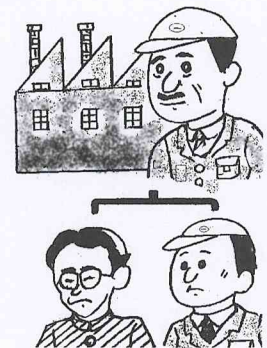
*ご不明点などございましたらお気軽にお尋ね下さい。また、お近くに配信をご希望の方がいらっしゃいましたら、どうぞ遠慮なくお知らせください（なお、メール配信も可能です）。

No.4 (H21.7.1) 経営する会社の株式を後継者の長男に譲りたいが、将来、長男と次男とがもめないようする手立ては？

Q 【Xさん】現在株式会社を経営しております。後継者として長男を考えており、会社の株式を長男に譲りたいのですが、もう一人の子供である次男が不満を感じ、将来長男と次男がもめないかと不安です。何か良い手立てはないでしょうか？

A 親族間での事業承継

親族間で事業承継を行う場合、会社財産等を巡って相続紛争に発展することがあります。このような場合、一旦紛争が生じてしまうと、感情のしこり等から紛争が長期化してしまうことがままあります。また、会社体力も弱り、会社の信用も低下するなど、会社にとっても大きなダメージです。



☆後継者への株式・会社財産の集中／遺留分

●会社の安定経営のためには、後継者である長男のもとに株式・会社財産を集中的に承継させる必要があります。方法としては、①生前贈与・遺贈②会社や長男がXさんから買い取る③相続人に対する会社の株式売渡請求、議決権制限株式などの会社法上の制度の活用、などが考えられます。その他、信託法を活用するなど様々な方法が考えられますが、それぞれメリットやデメリットがありますので注意が必要です。

●他方、次男には「遺留分」（一定の相続人のために法律上最低限保障される遺産の一部。その算定の基礎財産には遺産の他に相続人への一定の生前贈与等特別受益を加えます。）がありますので、一定の財産を取得させる配慮が必要となります。これに対しては、①遺留分の事前放棄②経営承継円滑化法（本年3月1日施行）の特例活用という手段が考えられます。特に②については、一定の条件を満たせば、Xさんが長男に生前贈与した株式を遺留分算定の基礎財産から除外できるなど大きなメリットがあります。

★お忘れなく

なお、株式・会社財産買取や相続税納付のため、多額の資金が必要になる場合もありますので、事業承継をスムーズに行うためには事前の資金の確保が大切です。

（次回の話題） 実家の空き家を貸したいが、停年を迎える6年後には必ず返してもらいたい。どうすれば？
(H21.8.1 予定)